

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

横瀬町の人口は、バブル経済期を含む昭和 55 年から平成 7 年にかけて増加し、平成 7 年の 10,194 人をピークに減少傾向に転じ、平成 30 年においては、8,370 人となっている。また、町内を占める老年人口の割合は、昭和 55 年の 8.9%から平成 30 年には 32.2%と 23.3 ポイント増加している一方で、年少人口は、24.8%から 11.2%と 13.6 ポイント減少しており、少子高齢化が進行している。

産業においては、石灰石を原料としたセメント、石灰窯業が町内産業の基幹を成しており、経済センサス（平成 24 年）では、町の製造品出荷額（約 250 億円）のうち約 64%を占めている。また、果樹を主体とする観光農業が活発で、豊かな森林資源と雄大な自然景観を有し、首都近郊の観光地としても知られている。

中小企業者の実態としては、自然環境や地域資源を活かした観光・交流事業が注目を浴びる一方で、人口減少による人材の確保や後継者の問題に直面し、事業規模の縮小や廃業を余儀なくされる事業者が増えている。

#### (2) 目標

横瀬町は、先端設備等導入計画の計画期間 3 年間に於いて、毎年 1 件以上の認定をすることを目標とする。また、先端設備等の導入の促進に当たっては、労働生産性の向上を図るため、先端設備等の導入が円滑に実施されるよう支援を行うこととする。

#### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針の定めるものをいう。）が、年平均 3%以上向上することを目標とする。

### 2 先端設備等の種類

横瀬町は、中小企業等の幅広い取組を促すため、導入を促進する先端設備等の種類については、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第 1 条第 1 項に定める先端設備等の全てとする。

### 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

## (1) 対象地域

横瀬町は、町内中小企業等の幅広い取組を支援するため、当町が導入を促進する先端設備等については、当町における全ての地域を対象とする。

## (2) 対象業種・事業

横瀬町は、町内中小企業等の幅広い取組を支援するため、当町が導入を促進する先端設備等については、当町における全ての業種、事業を対象とする。

## 4 計画期間

### (1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の期間は、3年間とする。

### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の期間は、3年間、4年間又は5年間とする。

## 5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

- ・ 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ・ 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ・ 町税を滞納している者は対象者から除く。